

平成23年6月23日からの大雨等による農林水産被害について

平成23年6月30日
農林水産部

1 降雨等の状況（6月23日～24日）

- 6月23日から24日にかけて、梅雨前線の北上に伴い全県各地で大雨となり、特に県中央部以南で降水量が多かった。
- 地域別では、由利・仙北地域の降水量が多く、2日間の積算雨量が200mmを超えた地点が4地点確認された。
- 今回の大雨の特徴は、1時間に10mm以上の強い雨が長時間継続したことであり、これにより河川の氾濫等が生じた。
- 湯沢の観測所において、24日午前7時に、最大瞬間風速18m/sの強風を観測した。

図1 各地域の降水量（アメダスデータ 6月23日から24日）

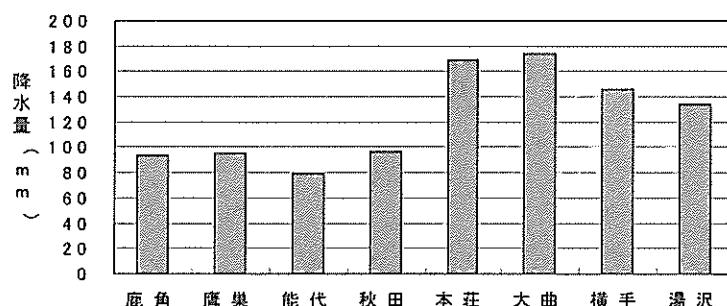


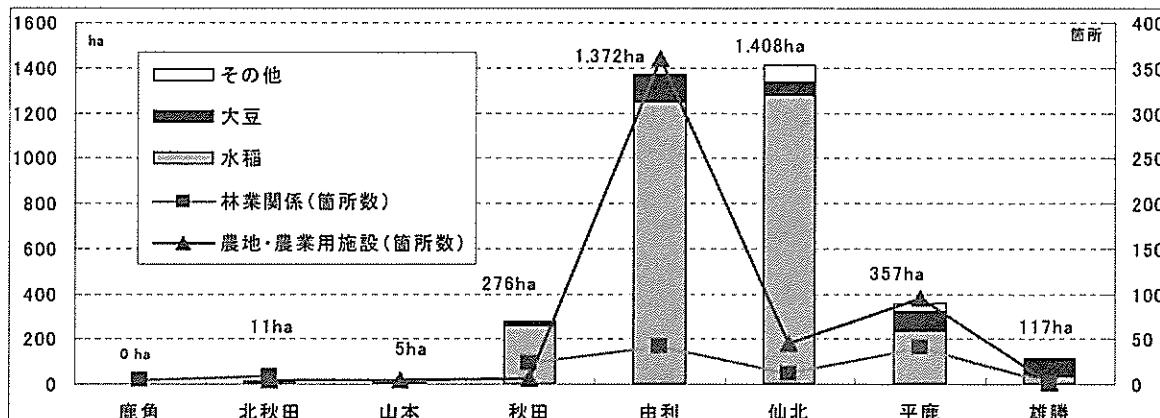
表1 降水量の多かった観測所上位5地点（アメダスデータ 6月23日から24日）

アメダスポイント	積算降水量 (mm)	参考：1時間最大雨量 (mm)	観測時間
矢島（由利）	269.5	33.5	24日午前3時
湯の岱（雄勝）	243.0	17.5	24日午前9時
角館（仙北）	217.0	26.5	24日午前7時
田沢湖（仙北）	206.5	33.0	24日午前6時
大正寺（秋田）	199.0	28.0	24日午前7時

2 地域別の被害状況

- 6月29日現在、全県で3,546haのほ場で浸冠水が確認されている。
- 地域別では、子吉川・雄物川水系の増水に伴い、特に由利地域と仙北地域の浸冠水面積が大きい。
- 農地・農業用施設、林業関係の被害箇所数は、由利・平鹿地域が多い。

図2 農作物の浸冠水面積及び農地・農業用施設、林業関係の被害箇所数（6月29日12時現在）



3 農林水産被害額

計 828,545 千円

(6月29日 12時現在 判明分)

内訳

①農作物等被害	188,714 千円
②パイプハウス・機械等	24,551 千円
③農地被害	106,000 千円
④農業用施設被害	159,500 千円
⑤農村生活環境施設被害	91,500 千円
⑥林業関係被害	258,280 千円

4 被害の内訳

(6月29日 12時現在 判明分)

被　　害　　種　　別	被　　害　面　積　等	被　　害　額 (千円)	備　　考
農　作　物　等　被　害	水　　稻	3,071.9 ha	170,737
	大　　豆	367.0 ha	13,831
	野　　菜　類	43.3 ha	1,745
	花　　卉	1.0 ha	2,401
	牧　　草	48.4 ha	
	そ　の　他	14.2 ha	
計		3,545.8 ha	188,714
パイプハウス等	パイプハウス	98 棟	16,866
	作業小屋等	2 棟	5,700
計		100 箇所	22,566
農　業　用　機　械	乾　燥　機	1 台	360
	粉　摺　機	1 台	150
	運　搬　車	1 台	425
	ト　ラ　ク　タ　ー	1 台	1,050
計		4 台	1,985
農　地　被　害	田	294 箇所	102,400
	畑	12 箇所	3,600
	計	306 箇所	106,000
農　業　用　施　設　被　害	頭　首　工	2 箇所	7,600
	水　路	127 箇所	109,150
	道　路	56 箇所	31,550
	た　め　池	11 箇所	6,000
	揚　水　機	6 箇所	4,200
	橋　梁	2 箇所	1,000
計		204 箇所	159,500
農　村　生　活　環　境　施　設	農業集落排水施設	6 箇所	91,500
計		6 箇所	91,500
水　産　業　被　害	養　殖　場	2 箇所	
計		2 箇所	
林　業　関　係　被　害	林　道	119 箇所	134,980 74路線
	林　地　被　害	13 箇所	123,300
	計	132 箇所	258,280
合　　計		828,545	

※被害について調査中であり、被害額は判明分のみ記載した。

5 今後の対応

(1) 農作物の栽培技術対策

以下の事項について関係機関・団体へ通知しており、引き続き、生育の回復を図り、被害の拡大を防止するための技術指導を行っていく。

- ・水稻：冠水により病気が発生しやすくなることから、ほ場の診断や予防防除を行うこと。
- ・大豆：浸冠水したほ場では、明渠や排水路を点検し速やかに排水すること。
ほ場の乾き具合をみながら、窒素追肥や中耕・培土を行い、生育の回復を図ること。
- ・野菜・花き：排水対策の徹底や生育状況に応じた追肥、病害防除を徹底すること。

(2) 農地・農業用施設、林業関係被害の復旧対策

災害発生後速やかに、以下の応急措置等を指導したところであり、今後は、市町村等に対し、被害状況に応じて災害復旧事業の活用などについて指導・支援していく。

- ・農地について、仮畦畔の築立等の応急措置を図ること。
- ・農業用施設について、道水路等の決壊箇所に土のうや杭等を施工し、被害拡大を防ぎ、また、法面への雨水浸透防止として、ブルーシート被覆を行うこと。
- ・ため池は、貯水制限等を指示し、被害の拡大防止に努めること。
- ・林業関係について、林道の通行止め措置や、周囲に警戒看板等の設置すること。
- ・特に人家裏等の山腹崩壊について、降雨等による二次災害を防止するため、雨水の進入防止シートの設置や、危険箇所の周囲にロープを張るなどの対策をすること。

(3) 経営対策

現在、各農業共済組合が被害状況を確認中であり、水稻と大豆共済の支払いについては、最終的に収穫期の損害評価を経て判定される。

今後は、共済組合等と連携し、地域の被害状況を把握するとともに、農林漁業セーフティネット資金等の災害復旧や経営維持の資金の活用など、営農指導を行っていく。